

防府市上下水道局発注工事等受注希望型指名競争入札実施要綱の運用基準

受注希望型指名競争入札に係る入札参加条件の設定及び審査等方針は、次のとおりとする。

1 募集対象者について

- (1) 要綱第3条のただし書で規定する「指名審査会で必要と認めたとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 高度な技術を要する工事等で、市内業者で施工することが困難と判断される場合
 - イ 市外業者を参加させることにより有利な契約が締結されると認められる場合
- (2) 要綱第3条の第5号及び第6号に規定する基準は、原則として10以上の者が入札に参加できるように設定するものとする。
- ただし、入札参加資格を有する者が10に満たない場合は、この限りでない。

2 入札参加条件について

(1) 施工実績

- 要綱第4条第5号に規定する施工実績は、次に掲げるものとし、対象工事ごとの特性等に応じて指名審査会で選択するものとする。
- ア 同種又は類似の工事の施工実績
 - (ア) 同種工事の判断基準となる工事実績は、過去10年間に完成した工事から代表的な工事を記載させるものとする。
 - (イ) 類似の工事の実績は、入札参加希望者にとって同種工事の実績がない場合に限り求めることとする。
 - (ウ) 工事内容によっては、経営事項審査の当該業種の年間平均完成工事高が1,000万円以上の場合は可とし、別に施工実績の提出を求めないことができる。
 - (エ) 選定要綱に基づく入札参加資格確認申請の際提出された建設工事等経歴書により同種工事の施工実績が確認できる場合は、同経歴書を

もって施工実績とし、別に施工実績の提出を求めないことができる。

イ 施工実績の確認等

- (ア) 施工実績が共同企業体による施工の場合は、構成員としての出資比率が20%以上のものに限る。なお、施工中の工事等は施工実績の対象とはならない。
- (イ) 工事の実績の確認は、可能な限り工事にあっては工事実績情報サービス（C O R I N S）に登録されている実績から、また、業務委託にあっては業務実績情報サービス（T E C R I S）に登録されている実績から選定することを明示し、防府市上下水道局及び防府市発注以外の工事等実績の場合には、当該請負契約書の写し、竣工時のC O R I N Sの工事カルテの写し、業務委託にあってはT E C R I Sの工事カルテの写し又は発注証明等のいずれかを添付させるものとする。

(2) 配置予定技術者

ア 要綱第4条第5号に規定の落札後に配置を予定している技術者は、工事にあっては主任技術者又は監理技術者とし、業務にあっては管理技術者又は照査技術者とする。対象工事の施工場所に専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者は、次の基準により取り扱うものとする。

(ア) 入札参加資格確認申請書提出期限の日に、他の工事に配置している技術者については、当該工事の契約日に専任で配置できることを原則とする。ただし、請負契約締結後、現場施工に着手する期間、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間、工事完成後の検査が終了し（上下水道局の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、この限りではない。

(イ) 募集中の他の受注希望型指名競争入札対象工事に配置予定の技術者については、前件の工事を落札した際は、後件の工事の入札に参加できなくなることを条件として重複を認める。この場合において、前件の工事が低入札価格調査の対象となったこと等の理由により、落札者の決定が保留された時の後件の工事の取り扱いについては、次に定めるところによる。

- a 入札は執行するが、後件の工事についても落札者の決定を保留するものとし、前件の工事の落札者を先に決定した後、後件の工事の落札者を決定する。ただし、配置予定技術者を重複して入札参加申請をした業者（以下「重複申請業者」という。）が、保留とされた前件の工事を明らかに落札することができないと認められる場合であって、後件の工事が低入札価格調査の対象等とならないときは、後件の工事について落札者の決定を保留せず、重複申請業者を含んだ業者の中から、落札者を決定することができる。
- b 低入札価格調査等の結果、重複申請業者が前件の工事を落札しなかった場合は、重複申請業者を後件の工事の入札参加業者として扱い、後件の工事の落札者を決定する。
- c 低入札価格調査等の結果、重複申請業者が前件の工事を落札した場合は、重複申請業者が後件の工事の入札を最初から辞退したものとみなして、後件の工事の落札者を決定する。

(ウ) 入札参加資格確認申請書提出期限の日までに、配置予定技術者が特定できない場合は、当該工事の契約日までに確定することを条件として、複数の技術者を記載することを認める。なお、落札後の施工にあたっては、配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡及び退職等の極めて特別な場合に限られるものとする。

イ 当該事業所と直接かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類が提出されるものとする。

ウ 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しを提出させるものとする。

3 要綱第5条第3項に規定する募集期間は、4日間から14日間とし、工事内容等によって変更できる最短及び最長の期間とする。

4 入札参加申請の無効について

次のいずれかに該当する申請は、無効とする。

- (1) 募集対象以外の者又は入札参加条件を満たさない者がした申請
- (2) 提出期限を過ぎて提出された申請
- (3) 申請者又は申請工事等が特定できない場合

(4) 同一工事について、同一業者から複数の申請があった場合は、入札参加条件を備えた一つを有効とし、他は無効とする。

5 提出書類の不備等による非指名について

次のいずれかに該当する場合は、申請書類に不備があったものとして非指名とする。

(1) 申請書類及び添付書類が不足している場合

(2) 申請書に住所又は所在地、商号又は名称、代表者氏名が正しく記入されていない場合

(3) 配置予定技術者の氏名及びその他必要事項が正しく記入されていない場合

(4) 施工実績が必要とされる工事で、施工実績調書の内容が、添付の契約書の写し等で確認できなかった場合

附 則

この運用基準は、平成19年6月1日から実施する。

附 則（一部改正）

この運用基準は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（一部改正）

この運用基準は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（一部改正）

この運用基準は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（一部改正）

この運用基準は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（一部改正）

この運用基準は、令和4年4月1日から実施する。